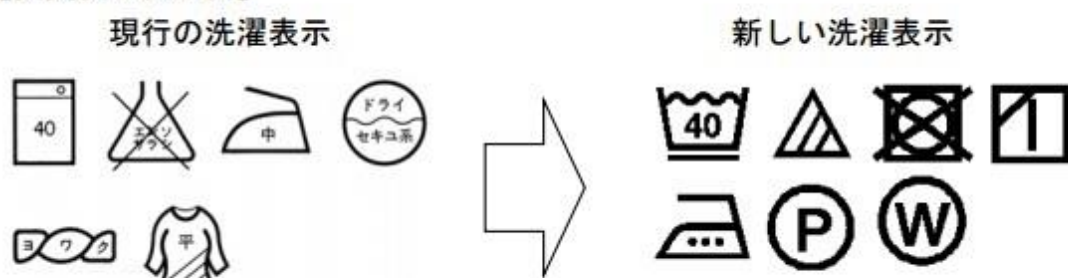


繊維製品の洗濯表示が変わります！

平成 27 年 3 月に家庭用品品質表示法に基づく繊維製品品質表示規定が改正され、平成 28 年 12 月から、衣類等の繊維製品の洗濯表示が変更されます。新しい洗濯表示では、記号の種類が 22 種類から 41 種類に増え、繊維製品の取扱いに関するきめ細かい情報が提供されるようになります。また新しい洗濯表示は国際規格 ISO と整合した表示であり、国内外で洗濯表示が統一されることにより、海外で購入した繊維製品の取扱いなどを円滑に行えるようになると考えられます。

### 【変更後の表示例】



注：両者の表示は同じ取扱方法を意味するものではありません。

新しい洗濯表示は記号のデザインが変更されただけでなく、「この方法で洗濯するのがよい」とする「指示表示」から「その記号の条件もしくはそれより弱い条件で洗う」という「上限表示」になり、従来の考え方と大きく変わっています。また現行の洗濯表示の適用範囲は、家庭洗濯でしたが、新しい洗濯表示では、クリーニング店での洗い方として、ドライクリーニング及びウェットクリーニング（商業クリーニング）の記号が新しく加わります。新しい洗濯表示を理解して、衣類を購入する時は、用途やデザインだけでなく、家庭で洗濯がしやすいか、クリーニング店が利用できるかなどの参考にしましょう。

なお、施行日前に現行の洗濯表示を行った繊維製品は、施行日以降もそのままの表示で販売できることになっていますが、平成 28 年 12 月 1 日以降に表示する製品は、新しい洗濯表示が義務づけられています。

上手な洗濯のためには、衣類の新しい洗濯表示を知ることが必要です。新しい洗濯表示に関するリーフレットとパンフレットが作成され、経済産業省及び消費者庁のホームページに掲載されています。また消費生活センターでも配布しています。